

意見の概要…

わが国には、明治憲法以来、また、現憲法の下でもゆるぎない中央集権体制とこれに依存する国民意識があり、これらの複合したものが政治、経済、社会、文化の諸領域を支配してきた感はいなめない。いくら憲法上の地方自治論で切り込んでも、正に螳螂の斧を振りかざすがごとくで、学会、実務会でも発言権は小さかった。しかし、経済高度成長、公害問題、住民運動、革新自治体、福祉・環境問題、そして住民投票等の流れ、それに状況としての国際化と地域化、少子化と老令化等が加わって、二〇〇〇年四月地方分権一括法が成立し、原則として自治体は国と対等協力関係に立ち、自己決定、自己責任の下で住民福祉の政策形成の主体の一つとして乗り出せるようになった。

国による統治と同列に地方による統治という地方分権を考える際、憲法九二条の「地方自治の本旨」、すなわち、地方自治権の本質に関する解釈のあり方が重要である。また、地方自治と地方財政権の問題を考える時、住民の自己決定権を基礎とする自治体の立法、行政、財政面における自己決定権と自己責任の確立が重要である。この理念の下で中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへと変革していかなくてはならない。

住民と自治体の自己決定権の拡充という憲法に裏打ちされた理念の下に、相互に絡み合っている中央集権的諸制度を廃止もしくは解きほぐし、新たに分権型の新制度に調え直す根気強い努力が必要である。その際、制度自体への着眼ばかりではなく、常に住民の、住民による、住民のための制度作りであることを肝に銘じておかないと、国民（住民）からの支持が不十分なままに推移するおそれがあるだろう。

現代は政治・行政の大改革期にあり、明治維新、戦後改革、そして現在の構造改革の三大改革期といわれるが、地方自治もやっと本来の芽が一部出かかった感がある。憲法で保障する地方自治の中味を、これから作っていかねばならないのである。